

令和 8 年

第 2 回（5 月）河合町議会臨時会議案

令和 8 年 5 月 8 日

河 合 町

付 議 事 件

議案第 26 号 職員の旅費に関する条例の一部改正について

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度河合町一般会計補正予算)

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町企業版ふるさと納税基金条例の制定)

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例の一部改正)

議案第 26 号

職員の旅費に関する条例の一部改正について

職員の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 5 月 8 日

河合町長 森 川 喜 之

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和４８年７月河合町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１２条関係）

区分	宿泊費基準額(1夜につき)	
	特別職の常勤の職員	一般職の職員
北海道	20,000円	15,000円
青森県	16,000円	12,000円
岩手県	13,000円	10,000円
宮城県	16,000円	12,000円
秋田県	14,000円	11,000円
山形県	13,000円	10,000円
福島県	12,000円	9,000円
茨城県	14,000円	11,000円
栃木県	14,000円	11,000円
群馬県	16,000円	12,000円
埼玉県	21,000円	16,000円
千葉県	22,000円	17,000円
東京都	27,000円	21,000円
神奈川県	21,000円	16,000円
新潟県	21,000円	16,000円
富山県	14,000円	11,000円
石川県	13,000円	10,000円
福井県	13,000円	10,000円
山梨県	17,000円	13,000円
長野県	17,000円	13,000円
岐阜県	17,000円	13,000円

静岡県	16,000円	12,000円
愛知県	16,000円	12,000円
三重県	16,000円	12,000円
滋賀県	14,000円	11,000円
京都府	26,000円	20,000円
大阪府	21,000円	16,000円
兵庫県	22,000円	17,000円
奈良県	16,000円	12,000円
和歌山県	14,000円	11,000円
鳥取県	12,000円	9,000円
島根県	16,000円	12,000円
岡山県	18,000円	14,000円
広島県	18,000円	14,000円
山口県	12,000円	9,000円
徳島県	13,000円	10,000円
香川県	20,000円	15,000円
愛媛県	16,000円	12,000円
高知県	16,000円	12,000円
福岡県	22,000円	17,000円
佐賀県	14,000円	11,000円
長崎県	17,000円	13,000円
熊本県	18,000円	14,000円
大分県	14,000円	11,000円
宮崎県	14,000円	11,000円
鹿児島県	14,000円	11,000円
沖縄県	16,000円	12,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者（以下この項において旅行命令権者という。）が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行及び退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）をした場合又は死亡した場合において新条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において新条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 8年 5月 8日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

令和 7 年度河合町一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法第 1 7 9 条
第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

河合町長 森 川 喜 之



承認第2号

令和7年度

河合町一般会計補正予算

(第7号)

河合町

令和7年度河合町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度河合町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3, 3 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 0 1 8, 0 3 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和 8年 3月 31日 専決

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
18 寄附金		千円 247,424	千円 3,000	千円 250,424
	1 寄附金	247,424	3,000	250,424
19 繰入金		116,510	△140	116,370
	1 基金繰入金	114,309	△140	114,169
22 町債		728,500	500	729,000
	1 町債	728,500	500	729,000
歳 入 合 計		9,014,670	3,360	9,018,030

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,735,090	千円 3,360	千円 1,738,450
	1 総務管理費	1,559,209	3,360	1,562,569
4 衛生費		826,864	0	826,864
	1 保健衛生費	254,754	0	254,754
歳 出 合 計		9,014,670	3,360	9,018,030

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金額	事 業 名	金額
3 民生費	2 児童福祉費			物価高対応子育て 応援手当給付事業	160
合 計			714,619		714,779

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
12. 保健センター 整備事業債	1,200	普通貸借 又は 証券発行	年5% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者との協定 による。 但し、町財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し若しくは繰 上償還又は低利に 借換えすることが できる。	1,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合 計	728,500				729,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
18 寄附金	千円 247,424	千円 3,000	千円 250,424
19 繰入金	116,510	△140	116,370
22 町債	728,500	500	729,000
歳 入 合 計	9,014,670	3,360	9,018,030

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,735,090	3,360	1,738,450
4 衛生費	826,864	0	826,864
歳 出 合 計	9,014,670	3,360	9,018,030

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		3,000	360
	500		△500
	500	3,000	△140

2 歳 入

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 一般寄附金	千円 247,424	千円 3,000	千円 250,424
計	247,424	3,000	250,424

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	79,900	△140	79,760
計	114,309	△140	114,169

(款) 22 町債

(項) 1 町債

3 衛生債	80,800	500	81,300
計	728,500	500	729,000

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般寄附金	千円 3,000	一般寄附金（企業版ふるさと納税） 千円 3,000

1 財政調整基金繰入金	△140	財政調整基金繰入金 △140

2 保健センター整備 事業債	500	保健センター整備事業 500

1 8 款 寄附金 1 9 款 繰入金 2 2 款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
26 企業版ふるさと納税基金費	千円 0	千円 3,360	千円 3,360	千円	千円	千円 3,000	千円 360
計	1,559,209	3,360	1,562,569			3,000	360

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

7 保健センター運営費	8,651	0	8,651		500		△500
計	254,754	0	254,754		500		△500

節・細節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	千円 3,360	01 企業版ふるさと納税基金費 千円 3,360
1 積立金	3,360	24 積立金 積立金 3,360

		財源補正

2 款 総務費 4 款 衛生費

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 8年 5月 8日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

河合町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 8年 3月 31日

河合町長 森 川 喜 之



河合町企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 河合町を応援しようとする企業からの寄附金を財源として、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の資金に充てるため、河合町企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、前条に規定する設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置目的の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 8年 5月 8日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

河合町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 8年 3月31日

河合町長 森 川 喜 之



河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和３５年７月河合村条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項第２号中「３０５，０００円」を「３１０，０００円」に改め、同項第３号中「５６０，０００円」を「５７０，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 8年 5月 8日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

河合町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 8年 3月 31日

河合町長 森 川 喜 之



河合町税条例の一部を改正する条例

河合町税条例（昭和２９年４月河合村条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１９条中「、第８１条の６第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第８１条の６第１項の申告書、」を削る。

第３３条第３項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第８０条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第８０条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第８１条第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第８１条第２項中「３輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第８１条の３から第８１条の８までを削る。

第８２条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８３条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８５条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８７条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改める。

第８８条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８９条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９０条の見出し並びに同条第１項、第２項、第４項及び第５項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3

分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平

成 18 年政令第 379 号) 第 5 条各号に掲げる特別特定建築物 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。) のいずれに該当するかの別

附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 までを削る。

附則第 16 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 16 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、第 16 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 2 号及び第 19 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の河合町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(河合町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 河合町税条例等の一部を改正する条例（平成26年6月河合町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。